平成２６年（フ）第３２３号
京都市下京区西木屋町通正面下る八王子町114番地　サン・ウォーター209
債務者　亀田　　孜
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
京都市西京区川島北裏町74番地　メイゾン桂東208号
債務者　上田　良雄
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
京都市伏見区淀美豆町265番地30
債務者　榎本　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
京都府亀岡市西別院町柚原西条69番地６
債務者　森本　憲一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
京都府亀岡市西別院町柚原西条69番地６
債務者　森本知枝美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
京都府亀岡市北河原町１丁目５番28―502号
債務者　有川　隼人（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第５号
京都府舞鶴市愛宕中町10番地３
債務者　西野　弓子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第９１９号
堺市堺区協和町１丁11番地　西団地18号館201号
債務者　高山　末子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目13番21号
債務者　大石　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
大阪府藤井寺市惣社２丁目６番６号、前住所大阪府藤井寺市惣社１丁目９番11号
債務者　石川　吉美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
奈良県北葛城郡河合町星和台２丁目１番地１川由ビル406号
債務者　宇都宮　晃
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
北海道岩見沢市６条東13丁目42番地１
債務者　杉本佳奈美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第８１号
盛岡市鉈屋町９番28号　大坊アパート101号
債務者　向井田　滋
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８２号
盛岡市鉈屋町９番28号　大坊アパート101号
債務者　向井田敬子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２号
新潟県阿賀野市保田1874番地４
債務者　加藤　　孝
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３号
新潟県阿賀野市保田1874番地４
債務者　加藤　博子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５５号
香川県高松市藤塚町１丁目13番49号サンハウス102号室
債務者　小山　君代
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係